

教員免許更新制についての説明会開催のお知らせ

— 大学関係の方々へ —

平成19年7月
文部科学省教職員課

- 去る6月27日に「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」が公布されました。これに伴い、当課としては、平成21年4月の教員免許更新制の導入に向け、着実に諸準備を進めていく予定です。

- 教員免許の更新には30時間以上の講習修了が要件となりますが、その主な担い手は課程認定大学にほかなりません。

講習を開設するか否かはもとより各大学の判断によりますが、各課程認定大学におかれては、教員養成に果たすべき自らの役割とその責任の重さに今一度思いを致し、主体的かつ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

- その場合において、下記のような講習により期待される好ましい効果も、是非認識いただきたいと思います。

すなわち、講習が開設されれば、毎年10万人にも及ぶ様々な経歴を持つ現職教員が全国の大学で学ぶこととなります。彼らの多くは既に学校において中核的役割を担い、日々子どもたちと真剣に「格闘」している人々にほかなりません。その意味で、皆さんが日頃多く接している現役学生とは全く異なる存在です。

大学の側に彼らの声を積極的に聴こうという姿勢さえあれば、彼らの多くが、大学という理論中心の学びの場に、実践に根ざした様々な知見をもたらしてくれることでしょう。逆に、彼らは、自らの夥しい経験の蓄積に明快な理論的支柱を与えられる専門家を強く求めているのです。

加えて、更新講習の受講をきっかけに、その後は、大学主催の様々な講座や研究会に現職教員が参加するようになり、逆に、大学側から現場の実態を把握するための調査を現職教員にお願いするケースも出てきたりと、中長期的にはきっと相互の交流が活発化していくこととなるでしょう。

いずれにしても、一度限りの縁で終わりにせず、その後の関係を大切にさえすれば、更新講習は両者にとって極めて意義深い出会いの場となるに違いありません。

- この夏は、課程認定大学を主たる対象に、全国7つのブロックで免許更新制に関する説明会を予定しています。皆さんからの多くの疑問にできるだけ具体的かつ仔細にお答えすべく、説明会の場でイロハからの説明などはしません。質問事項を事前に電子メールでいただいた上で、それを当方で体系的に整理し、一問一答の形式で説明会を進めて行きたいと考えています。

場所や日時は当課から貴職への電子メールにて周知します。また、上記説明会以外にも東京で定期的な説明会を予定しているほか、各大学等が主催する勉強会や研究会にも、一定の条件の下、当方より説明者を派遣することなども検討しています。

興味・関心がある向きは、是非下記まで御一報ください。

[本件についての連絡先]

文部科学省初等中等教育局教職員課 (e-mail: kyosyoku@mext.go.jp)